

【令和8年度】  
補助事業手続きの流れ【改修】

## ■申請前の準備

- ・建築士や工務店、ハウスメーカー等に相談し、見積の取得、設計や工事の期間を確認
- ・木造住宅耐震診断の実施

## ■改修補助金の必要書類

### 交付申請時

- ①木造住宅耐震改修等交付申請書（第1号様式）
- ②木造住宅耐震改修予算書（要領-第1号様式）
- ③耐震診断報告書の写し
- ④申請図（案内図・配置図）
- ⑤現況写真（既存木造住宅の全景）
- ⑥建築時期が確認出来るものの写し（耐震診断報告書の写しがない場合）
- ⑦本市の税に滞納が無いことが確認できるもの（未納のない証明書）
- ⑧居住に関する確約書（居住していない場合）
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

「未納のない証明書」は  
市役所3階市民税課10番窓口  
で取得できるよ！



### 事業着手時

- ①木造住宅耐震改修等事業着手届（第3号様式）
- ②事業全体の工程表

### 設計完了時

- ①木造住宅耐震改修等事業報告書（第4号様式）
- ②改修後の住宅の設計請負契約書の写し
- ③改修後の住宅に関する図面（配置図・平面図・立面図）
- ④改修後の住宅の耐震補強計画書
- ⑤改修工事費見積書の写し（施工業者の捺印があるもの）

### 工事完了時

- ①木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書（第7号様式）
- ②工事監理契約書の写し及び工事請負契約書の写し
- ③工事写真（施工中・完成）
- ④施工確認報告（要領-第3号様式）
- ⑤補助対象事業に係る領収書（設計費・監理費・改修工事費）
- ⑥補助金支払請求書（第9号様式）
- ⑦その他
  - ◇居住後の住民票の写し（交付申請時に既存木造住宅に居住していない場合）
  - ◇補助金受領委任支払請求書（第10号様式）（補助金を施工者等に支払う場合）

完了実績報告書は  
2月末までに提出  
が必要だよ！



※詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先  
甲府市 まちづくり部 建築指導課  
甲府市役所 本庁舎 7階  
電話 237-5828(直通)

【令和8年度】  
補助事業手続きの流れ【改修】

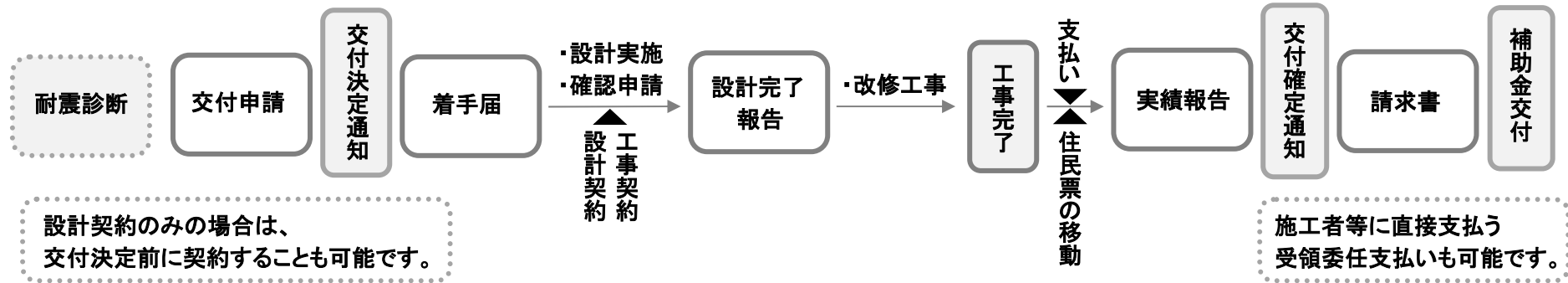
まずは、建築士や工務店、  
ハウスメーカー等に相談  
して、建替え費用や、  
工期を確認してね！



今なら最大  
**1,437,500 円** の補助金！

※耐震改修工事に要する費用相当分が限度額

申請書類は  
市のホームページ  
からダウンロード  
出来ます。



設計契約のみの場合は、  
交付決定前に契約することも可能です。

施工者等に直接支払う  
受領委任支払いも可能です。

〈補助事業の対象外となるもの〉

- 他の国の補助金を受ける場合で補助対象が重複するもの（新築工事に対して補助を受けるもの等）
- 土砂災害特別警戒区域内に新築するもの
- 既存木造住宅の所有者もしくは所有者の3親等以内の親族以外が行うもの
- 交付決定前に事業に着手したもの

〈留意事項〉

- 交付決定後に事業の内容に変更が生じる場合は、変更申請書を提出し、承認を受けて下さい。
- 実績報告書は、事業完了（工事等の支払いの完了）から1箇月以内もしくは2月末までに提出して下さい。